

# 3月1日(木)～3月7日(水)は 「子ども予防接種週間」です

お子様の予防接種の受け忘れはありませんか？4月からの入園・入学に備えて、必要な予防接種をすませ、病気を未然に防ぎましょう。

今回、「子ども予防接種週間」にご協力いただける医療機関は下記のとおりです。

なお、予防接種の希望者が集中する時期にはワクチンの在庫が十分でない場合もございますので、受診の前には医療機関へお問い合わせすることをお勧めいたします。

| 医療機関名   | 石川医院      | うえのクリニック  | せんば医院     | やの小児科医院   | 山崎医院      |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 電話番号    | ☎(52)0100 | ☎(56)0008 | ☎(55)1500 | ☎(56)0280 | ☎(56)0211 |
| 3月1日(木) | ●         | ●午前のみ     | ○         | ○午前のみ     |           |
| 3月2日(金) | ●         | ●         | ○         | ○         | ●         |
| 3月3日(土) | ●午後のみ     | ●午前のみ     | ○午後4時まで   | ○         | ●         |
| 3月4日(日) |           |           |           |           | ●午前のみ     |
| 3月5日(月) | ●         | ●         | ○         | ○         | ●         |
| 3月6日(火) | ●         | ●         | ○         | ○         | ●         |
| 3月7日(水) |           | ●         |           | ○         | ●         |

●要予約 ○予約不要

▶問い合わせ先=健康課 母子健康係 ☎(56)9132

むし歯のないお子さん、コンクールに参加してみませんか？

## ☆☆『よい歯のコンクール』参加者募集☆☆

歯と口の健康状態が優れているお子さんや親子を表彰します。

▶応募条件＝

### ●親と子のよい歯のコンクール

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に3歳児健康診査を受け、むし歯がなく口の中が健康な「父親と幼児」または「母親と幼児」。

### ●三歳児よい歯のコンクール

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に3歳児健康診査を受け、むし歯がなく口の中が健康な幼児。

※親と子・3歳児の両方のコンクールに応募することはできません。

▶募集方法・期限＝

町ホームページまたは健康課にある所定の申込み用紙に記入の上、4月20日(金)までに、健康課にお申込みください。なお、母子健康手帳を一緒に持参してください。

※審査方法について、詳しくは、町ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ先=健康課 母子健康係 ☎(56)9132



# 住所を変更したら必ず届出が必要です

入学や就職、転勤など、新しい生活が始まることの多い春は、引っ越しのシーズンです。住民票は、居住関係を証明するだけでなく、あらゆる行政サービスの基礎となります。住所が変更となった場合には、決められた期間内に必ず届出をしてください。

## 【住民異動届】

| 届出名 |                        | 届出の期間   | 届出に必要なもの   |
|-----|------------------------|---|--|
| 転入届 | 他の市区町村から上三川町へ住所を異動したとき | 実際に住み始めた日(異動日)から14日以内<br>※異動日より前に届出することは出来ません | ・ 転出証明書(前住所地で発行)<br>・ 通知カードまたはマイナンバーカード<br>・ 届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)<br>・ 認印 |
| 転出届 | 上三川町から他の市区町村へ住所を異動するとき | 転出する前、または転出した日から14日以内                         | ・ 届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)<br>・ 認印  |
| 転居届 | 上三川町内で住所を異動したとき        | 実際に住み始めた日(異動日)から14日以内<br>※異動日より前に届出することは出来ません | ・ 通知カードまたはマイナンバーカード<br>・ 届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)<br>・ 認印                     |

※本人、同一世帯員、または家族の方以外が届出をする場合は委任状が必要です。

※住民異動に伴う関連手続きには、その他、必要になるものもあります。

▶受付場所 = 上三川町役場 住民生活課

▶受付時間 = 午前8時30分～午後5時15分 (木曜日のみ午後7時まで)

土日、祝日、年末年始は除く

※年度末年度始めは窓口業務の土日開庁を行います。詳しい日時についてはP28をご覧ください。

※3月～4月は住民異動に関係する届出が集中し、普段よりも手続きに時間がかかる場合があります。

▶問い合わせ先 = 住民生活課 総合窓口係 ☎(56)9125



**入居募集 戸建3DK**  
**有限会社 石崎**  
営業時間 午前9時～午後7時 / 年中無休

**TEL : 0285-39-7755**

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1874

